

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、企業と社会の相互理解と合意形成を図る「パブリックリレーションズの発想」をグループ全社の事業を貫く経営戦略のひとつとしております。企業価値の最大化を遂行する上で、経営の健全性及び効率性を高めるコーポレート・ガバナンスの徹底はもはや欠かせないものとなっていますが、社会の変容のスピードに法令整備が間に合わないような事態も度々見られるようになり、法令を遵守していればよいという消極的な姿勢では難局を乗り越えられない時代になりつつあります。

当社の「パブリックリレーションズの発想」は、株主や投資家の皆様はもちろんのこと、顧客企業や社員、地域を含めた社会全体が企業に何を求め、次に何を期待するののかを読み、自らが発端となり、仕掛け備えるという戦略的コーポレート・ガバナンスを実践する上で大きく機能しており、企業としての持続的な成長と長期的な企業価値の向上を目指しています。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しておりますので、本欄に記載すべき事項はありません。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
次原 悦子	1,417,600	38.67
株式会社ネクストフィールド	248,000	6.77
小林 正晴	228,400	6.23
中田 英寿	208,000	5.67
渡邊 徳人	184,800	5.04
久貝 真次	86,400	2.36
高橋 恵	69,400	1.90
千々石 寛	66,800	1.82
長尾 里絵	51,600	1.41
申 光華	42,800	1.17

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	6月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	3名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は定期的、且つ密接に相互に連携して情報交換を行い、討議等を重ね連携を図っております。また、内部監査室による監査実施状況については、毎月、内部監査室より監査役に報告することとしており、両者が連携して、実効性の高い監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 <b>更新</b>	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1) **更新**

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
田中 博文	その他														
豊田 基嗣	公認会計士														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中 博文	○	独立役員	上場企業の広報責任者や、当該上場企業の子会社取締役を歴任しており、業務遂行における監査機能強化を目的として、社外監査役に選任しております。 独立役員として指定した理由は、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したためであります。
			公認会計士としての能力・知見を有しており、

豊田 基嗣	○	独立役員	業務遂行における監督機能強化を目的として、社外監査役に選任しております。独立役員として指定した理由は、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したためであります。
-------	---	------	---

#### 【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
その他独立役員に関する事項	

#### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成25年9月26日開催の当社定時株主総会において決議しております。

ストックオプションの付与対象者 <a href="#">更新</a>	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
------------------------------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明

取締役の他、監査役、従業員に対しても、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。また、契約クライアント及び顧問弁護士とは、契約継続や取引関係強化を目的として、ストックオプションを付与しております。

#### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

役員報酬の内容(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)  
 取締役(3名) 97,624千円  
 監査役(3名) 14,100千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

#### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 [更新](#)

当社では、専任の担当者は配置していませんが、グループ管理本部経営企画部が、社外監査役の業務のサポートを行っております。

#### 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

当社は監査役設置会社として、取締役の業務執行を監視・監督を可能とする経営体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実が図れるよう努めております。

取締役会は、3名で構成されており、原則として月1回の定例取締役会を開催することとしております。また、緊急議案発生の場合には速やかに臨時取締役会を開催し、迅速な経営判断ができる体制を構築しております。

監査役は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成し、監査役会を組織しております。また、非常勤監査役2名は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。全監査役は、取締役会等の重要会議に出席し意見陳述を行うことにより、業務執行を監視できる体制となっております。

また、当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく監査について、新日本有限責任監査法人を選任しております。前事業年度に業務を執行した公認会計士の氏名は、村山憲二氏、橋爪輝義氏であり、監査証明業務にかかる補助者は、公認会計士10名、その他13名であります。

また、監査役、監査法人、内部監査室が適宜連携をとることにより情報の共有を行い、監査の実効性を確保しております。

#### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 [更新](#)

監査役会を設置し、社外監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役設置会社形態を採用しております。

また、社外取締役を選任していませんが、社外監査役2名による監査を行い、客観的・中立的な立場のもと積極的な意見を求めることで経営の公正性と透明性を維持しており、経営監視が十分機能する体制を整えております。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は、集中日を回避した日程で開催するよう努めております。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に2回以上の開催を予定しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に2回以上の開催を予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、会社説明資料等を掲載しております。 <a href="http://www.ssu.co.jp">http://www.ssu.co.jp</a>	
IRに関する部署(担当者)の設置	グループ管理本部経営企画部広報IRグループ	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、企業の社会的責任を強く意識し、地震等被災地への寄付、点字入り名刺の採用(障害者雇用の創出支援)、グリーン電力の利用(温室効果ガスの削減)等のほか、各事業における企画提案に環境保全や貧困問題解消等への取組に繋がる内容を積極的に取り入れるなど、CSR活動に積極的に取り組んでおります。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、「内部統制システム構築の基本方針」として取締役会で決議した内容は以下のとおりであります。（当社の「内部統制システム構築の基本方針」は、平成21年4月15日開催の取締役会において決定され、直近では平成27年5月1日付で一部改定しております。）

#### 1 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

##### (1) コーポレート・ガバナンス

###### ア 取締役及び取締役会

取締役会は、法令・定款等に則り、経営の重要事項を決定し、取締役の業務執行を監督する。

取締役会は、原則として月1回の定例取締役会を開催し、緊急議案発生の場合には速やかに臨時取締役会を開催し、迅速な経営判断ができる体制を構築する。

###### イ 監査役及び監査役会

監査役は、法令の定める権限を行使するとともに、監査法人及び内部監査室と連携して、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。

##### (2) コンプライアンス

###### ア コンプライアンス体制

当社は、取締役及び社員がコンプライアンスに則った企業活動を実施するため、グループ共通の「リスク・コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンス推進とリスク管理を一体で実施し、その目的達成のため諸施策を講じる。

###### イ 公益通報制度

コンプライアンス上問題のある行為を知った場合に備え、グループ共通の「公益通報者保護規程」を定め、当社グループ全体のコンプライアンスの報告・相談窓口として、公益通報窓口を設置する。

##### (3) 内部監査

業務執行者の職務執行の妥当性及びコンプライアンスの状況につき調査するため、代表取締役社長直轄の組織として内部監査室を設置し、内部監査に関する基本的事項を「内部監査規程」に定め、内部監査室及び必要に応じて代表取締役社長に任命された監査担当者が、監査を統轄、実施する。内部監査の結果は定期的に取締役会に報告されるものとする。

##### (4) 反社会的勢力対策

社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係は、法令等違反に繋がるものと認識し、その対応としてグループ共通の「反社会的勢力対策規程」を定め、当社グループ全体で反社会的勢力との関係を遮断する。

#### 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

##### (1) 情報の保存及び管理

当社は、情報セキュリティマネジメントシステム「ISO27001」の認証を受け、関連諸規程に則り、情報セキュリティ管理策を継続することにより、取締役及び社員の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行う。

##### (2) 情報の閲覧

取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

#### 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

##### (1) リスク管理体制

当社グループ全体でリスク・コンプライアンス委員会を3ヶ月に一度開催、事業上のリスクを会社単位及び業務単位で検討し、管理する。

##### (2) 決裁制度

当社及びグループ会社は、各部門の長がその分掌業務の執行にあたり「職務権限規程」に基づき決裁取得を必要とする事項については、個別に申請のうえ決裁を取得する。また必要に応じ経過報告を行い、完了後は報告を行う。

##### (3) 大災害発生時の体制

大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、当社代表取締役社長を本部長とするグループ会社全体の対策本部を設置し、速やかに措置を講じる。

#### 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

##### (1) 経営方針、経営戦略及び経営計画

当社及びグループ会社は、会社ごと及びグループ全体の経営方針、経営戦略及び経営計画を策定し、グループ各社の全取締役、社員が共有する目標を定め、取締役はその経営目標が予定通り進捗しているか検証し、当社取締役会及びグループ各社の取締役会等において定期的に報告を行う。

##### (2) 執行役員制度

当社は執行役員制度を導入し、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離し、業務執行責任の明確化と迅速化を図るとともに、取締役会は執行役員の任命及び業務執行状況の監督を行う。

#### 5 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

##### (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

###### グループ会社管理体制

当社と関係会社の相互の利益と発展を目的とし、「関係会社管理規程」を定める。当社グループ管理本部長は、子会社の経営状況と財務状況を常に把握し、取締役会に報告する。又、経営上の重要事項は子会社で決定する前に報告を受け、取締役に報告するとともに子会社に対し必要な指導と助言をする。

##### (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制」の通り、グループ一体となった体制を構築する。

##### (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（1）経営方針、経営戦略及び経営計画」の通り、グループ各社及びグループ全体の体制を構築する。

##### (4) 子会社の取締役等及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

###### ア コーポレート・ガバナンス

当社グループ各社の状況に適したコーポレート・ガバナンスを構築する。

###### イ コンプライアンス

「リスク・コンプライアンス規程」はグループ会社に範囲を広げ、公益通報窓口は当社の内部監査室に統一する。

###### ウ 内部監査

内部監査室は、当社グループ各社に対し監査を実施し、当社代表取締役社長に報告する。監査役及び監査法人は、独自に当社グループ各社に対して監査を行うものとする。

###### エ 反社会的勢力対策

「1.取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 4.反社会的勢力対策」の通り、グループ一体となった体制を構築する。

#### 6 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するために、金融商品取引法に基づきグループ共通の諸規程を整備し、財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用及び評価を行う。内部統制の整備・運用の実施は、各社業務部署の責任の下で行い、評価は内部監査室が行う。評価結果は取締役会及び監査役会に報告する。

#### 7 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する体制及び当該社員の取締役からの独立性に関する事項並びに当該社員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、当該社員を選出し対応する。

当該社員の人事異動、人事考課等については監査役の同意が必要であるものとする。

当該社員が他部署の業務を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

#### 8 監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

##### (1) 監査役による重要会議への出席

監査役は、取締役会に出席し、取締役から業務執行の状況その他重要事項の報告を受ける他、その他重要な会議に出席する。

##### (2) 当社グループ各社の役員及び社員による監査役への報告

当社グループ各社の役員及び社員は、当社監査役から業務執行について報告を求められた場合、又は当社グループ会社に著しく影響を及ぼす重要事項、法令定款違反の不正行為、その他これに準ずる事実並びにそのおそれのある事実を知った場合には、遅延なく当社監査役に報

告する。又、監査役は必要に応じ、いつでも当社グループ各社の役員及び社員に報告を求めることができる。

(3)内部監査の報告

内部監査室は、監査役に内部監査結果及び監査状況等を定期的に報告する。

(4)公益通報制度

通報に不利益が及ばないグループ共通の公益通報者窓口を設置し、通報内容を速やかに監査役に報告する。

(5)その他

当社グループ会社は、上記の報告を行った役員及び社員に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止する。

9 会社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

10 その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

(1)内部監査室、監査法人及び当社グループ監査役との関係

監査役は、内部監査室及び監査法人より、それぞれ監査計画を事前に受領するとともに、定例会議を開催し、監査方針及び監査結果報告にかかる意見交換を行うことができる。

監査役は、当社グループ各社の監査役と連携し、当社グループ各社における業務執行に関する意見を徹するため、監査役連絡会を開催し、グループ経営にかかる相互情報交換を行うことができる。

(2)外部専門家の起用

監査役が必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザーを任用することができる。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力とは取引関係を含む一切の関係を持たず、不当要求に対しては毅然とした対応をとることを基本方針としております。

(2)反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、「反社会的勢力対策規程」を定め、反社会的勢力に対しては毅然とした対応をとることとしております。同規程は全社員が閲覧できるようにし、その啓発に努めております。

当社ではグループ管理本部長を担当責任者とし、警察等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報収集等に努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

